

## 第1章 調査概要

### 1 調査の目的

本調査は、我が国における社会的事業に対する資金提供実態が十分に把握されていない状況にあることを踏まえ、資金の出し手である資金提供団体を対象にアンケート調査及びインタビュー調査を行い、資金提供の規模や関連する支援状況等を明らかにすることを旨とした。

### 2 実施方法、実施期間

助成、貸付け、出資等の手法により社会的事業へ資金提供を行っている可能性のある団体にアンケート調査を実施した。また、アンケート調査と並行して、特に社会的課題を解決する、又は社会的成果を生み出すために資金提供手法に工夫のある団体又は非資金的支援に注力している団体にインタビュー調査を実施した。

調査全体 : 平成29年10月31日(火)から平成30年3月30日(金)まで  
(アンケート調査) : 平成29年11月30日(木)から平成29年12月22日(金)まで  
(インタビュー調査) : 平成29年12月15日(金)から平成30年3月1日(木)まで

#### (1) アンケート調査

##### ① 調査対象の選定方法

###### 【助成】

(公財)助成財団センターが取りまとめる助成財団に関するデータベース<sup>1</sup>により、助成総額、1件当たりの助成規模の大きな助成財団を対象とした。

また、コミュニティ財団や市民ファンドを対象としたほか、民間企業や民間企業主体の財団の一部を対象とした。

###### 【貸付け】

金融庁のウェブサイト上に記載された預貯金等取扱金融機関一覧に記載のある銀行(都市銀行、信託銀行、その他銀行、地方銀行)、信用金庫、労働金庫、信用組合を対象とした。また、政府系金融機関、NPOバンクを対象とした。その他、貸付けを行っていると考えられる環境省21世紀金融行動原則署名機関、国連PRI署名機関を対象とした。

###### 【出資等】

先行研究等<sup>2</sup>により出資実績のある団体を対象とした。

また、一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会のベンチャーキャピタル会員、コーポレートベンチャーキャピタル会員であるベンチャーキャピタル、国内を対象とした官民ファンドを対象とした。

※出資等の「等」には、環境省21世紀金融行動原則署名機関、国連PRI署名機関(貸付けにおいて対象とした団体以外)を含む。クラウドファンディングについては、寄付型、購入型、投資型と様々な形態はあるが、出資等の対象に含めた。

<sup>1</sup> (公財)助成財団センター「助成団体要覧2016—民間助成金ガイド」(平成28年)

(公財)助成財団センター「助成財団—NPO・市民活動のための助成金応募ガイド2017」(平成29年)

(公財)助成財団センター「日本の助成財団の現状」(平成28年(<http://www.jfc.or.jp/wp-content/uploads/2014/03/research2016.pdf>))

<sup>2</sup> 参考とした主要な先行研究

(公財)日本財団「日本における社会的投資の最前線」(平成27年)

G8社会的インパクト投資タスクフォース国内諮問委員会「日本における社会的インパクト投資の現状2016」(平成28年)

GSG国内諮問委員会「日本における社会的インパクト投資の現状2017」(平成30年)

これらのほか、先行研究をもとに、特徴のある資金提供団体を対象とした。なお、自治体による助成等は除外した。

## ② 発送数・有効回収数・有効回収率

発送数：1,046事業（1,044団体）

有効回収数：618事業（617団体）、有効回収率：事業59.1%（団体59.1%）

アンケート調査では618事業の回答を得たが、事業を複数回答しているのは1団体であり、本報告書では618事業≡団体数とみなし、資金提供団体の傾向として分析を行っている。

なお、ここでいう事業とは、団体が有する資金提供の制度・商品のことを指す。

図表1.2.1 発送数と回収数

（資金提供手法別）

資金提供手法	発送数	構成比 (縦%)	有効回収数	回収率 (横%)
助成	144	13.8	94	65.3
貸付け	656	62.7	446	68.0
出資等	246	23.5	78	31.7
総計	1,046	100.0	618	59.1

（法人形態別）

法人形態	発送数	構成比 (縦%)	有効回収数	回収率 (横%)
都市銀行等	40	3.8	13	32.5
地方銀行	99	9.5	51	51.5
信用金庫・信用組合	414	39.6	324	78.3
労働金庫	14	1.3	14	100.0
財団・社団・NPO/バンク	128	12.2	88	68.8
ベンチャーキャピタル、投資会社	162	15.5	46	28.4
特定非営利活動法人	20	1.9	12	60.0
株式会社	58	5.5	20	34.5
保険会社	27	2.6	9	33.3
その他	84	8.0	41	48.8
総計	1,046	3.8	618	59.1

※発送1,044団体のうち2団体は事業別に複数発送しているため、発送事業数としては1,046事業である。

※助成、貸付け、出資等の発送区分は、発送段階での想定であり、実際の実施状況(回答結果)とは一致しない。

※有効回収数は、1団体につき複数の資金提供手法の回答があった場合又は同一の資金提供手法につき複数の制度・商品等の回答があった場合でも、1事業として集計した。

そのうち、(公財)日本財団は日本ベンチャー・フィランソロピー基金とそれ以外の助成等に分けた。

※法人形態区分の「都市銀行等」には、政府系金融機関及びネット銀行を含む。「その他」には、社会福祉法人や生活協同組合、独立行政法人、リース会社、その他金融等を含む。

## (2) インタビュー調査

実施数：29 団体

※ 詳細は、本報告書第2章 11 節及び別冊事例集参照

### 3 報告書について

#### (1) 報告書の構成

本報告書は、全3章及び別冊事例集で構成する。

第1章は、本調査の概要、調査における考え方等を説明する。

第2章は、アンケート調査を中心に、調査結果を報告する。

第3章は、アンケート調査及びインタビュー調査結果を踏まえ、社会的事業に対する資金提供について考察する。

あとがきとして、本調査を振り返り、今後の調査に向けた課題や方策を記載する。

別冊の事例集は、インタビュー調査の詳細をまとめたものである。

#### (2) 研究会

本報告書の作成に当たり、本調査に係る研究会を開催し、意見や助言を取りまとめた。また、アドバイザーの協力も得ながら作成した。

##### <研究会>

日時：平成30年2月23日（金） 14:00 ～ 16:00

場所：インテージ秋葉原ビル（東京都千代田区）

##### <研究会メンバー>

- ・鴨崎 貴泰 特定非営利活動法人日本ファンディング協会 事務局長
- ・幸地 正樹 ケイスリー株式会社 代表取締役
- ・白石 智哉 一般社団法人ソーシャル・インベストメント・パートナーズ 代表理事
- ・立福 家徳 日本大学法学部 助教
- ・蛭間 芳樹 株式会社日本政策投資銀行 サステナビリティ企画部 調査役
- ・山中 礼二 グロービス経営大学院 准教授  
／一般財団法人KIBOW インパクト・インベストメント・チーム ディレクター

##### <アドバイザー>

- ・小林 立明 学習院大学国際研究教育機構准教授
- ・一般財団法人社会的投資推進財団
- ・ケイスリー株式会社

【敬称略、五十音順】

## 4 本調査における考え方

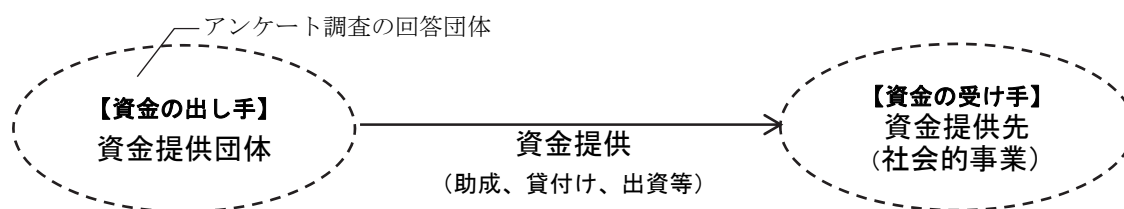
### (1) 社会的事業の考え方

社会的事業に対する資金提供実態を把握するに当たり、「社会的事業」について、**ビジネスを通じて社会的課題を解決・改善する事業**とした。これは、「我が国における社会的企業の活動規模に関する調査」(次頁)を一部参考としたものである。

ここでのビジネスとは「営利や非営利を問わず、また、組織形態を問わず、その事業目的を実現するための活動」をいう。

本調査では、資金提供団体に対するアンケート調査を通じ、同団体が実施する資金提供のうち、**国内の社会的事業に対し直接資金提供を行っているもの**をアンケート調査の回答範囲とした(このため、海外向けの資金提供や個人向けの奨学金給付等は範囲外とした)。ただし、社会的事業に対する資金提供は資金提供団体により幅広い解釈が想定されたため、調査票に考え方を例示した上で、その回答は、各団体の判断に委ねることとした。

図表1.4.1 資金提供分野の分類



※ 以降、本報告書では、資金の出し手を「資金提供団体」、資金の受け手を「資金提供先」と表記する。

### (参考) 調査票に記載した例示

#### <社会的事業の例示>

- ・ニートや引きこもり等、若者に対し自立を支援する事業
- ・貧困家庭の子どもや孤立した子どもに対し保育サービスを提供する事業
- ・地域産業の衰退に歯止めをかけるための人材育成サービスを提供する事業
- ・障がいや難病を抱えた方等に対する社会的孤立を防ぐための事業 等

#### <社会的事業に対する資金提供の例示>

- 社会的事業に対する資金提供に**該当する**と考えられるものとして、次の例を示した。
  - ・社会的課題を解決する事業者向けに資金提供対象事業又は資金用途を限定した助成制度、融資制度、ファンド(社会的事業に対する直接寄付は助成に含む。)
  - ・社会的課題を解決することを意図している制度・商品等(社会的課題を解決する主体としてNPO法人やソーシャルビジネス事業者を対象とする専用融資)
  - ・社会的インパクト投資(「社会的インパクト」とは、事業や活動の結果として生じた、社会的・環境的な変化や効果のことをいい、「社会的インパクト投資」とは、社会・環境面での課題解決を図ると共に経済的な利益を追求する、株式投資、債券投資、融資、リース等による資金提供のことをいう。)

- 社会的事業に対する資金提供に**該当しない**と考えられるものとして、次の例を示した。

- ・海外向けに資金提供しているもの(開発途上国向け助成制度、ファンド)
- ・学費等、生活面の支援を直接行っているもの(個人への奨学金)
- ・宗教活動、政治活動を主たる目的とする団体、暴力団の活動に関するもの

※ 本調査では、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(平成28年法律第101号)説明資料での例示を参考とした。

## (参考) 内閣府調査における社会的事業、社会的企業の定義

内閣府では、平成 27 年に「我が国における社会的企業の活動規模に関する調査<sup>3</sup>」を実施しており、社会的課題をビジネスを通して解決・改善しようとする活動を「社会的事業」、社会的事業を行う事業者を「社会的企業」と定義している。

前頁で示した社会的事業の考え方は、当該調査の社会的企業の条件（下記参照）のうち、1 及び 2 の考え方を参考としたものである。

□調査対象：中小企業、社団法人・財団法人、特定非営利活動法人

【社会的企業の条件】（以下の 7 つを全て満たすもの）

- 1) 「ビジネスを通じた社会的課題の解決・改善」に取り組んでいる
- 2) 事業の主目的は、利益の追求ではなく、社会的課題の解決である
- 3) 利益は出資や株主への配当ではなく主として事業に再投資する（営利法人のみの条件）
- 4) 利潤のうち出資者・株主に配当される割合が 50%以下である（営利法人のみの条件）
- 5) 事業収益の合計は収益全体の 50%以上である
- 6) 事業収益のうち公的保険（医療・介護等）からの収益は 50%以下である
- 7) 事業収益（補助金・会費・寄付以外の収益）のうち行政からの委託事業収益は 50%以下である

※特定非営利活動法人については、1) 及び 2) について、全ての法人が満たしているものとする

上記は、諸外国との比較の観点から行われた調査であり、英国における社会的企業の条件も整理されている。

□調査対象：中小企業（Small and Medium-sized Enterprises）

【英国内閣府<sup>4</sup>における社会的企業の条件】（以下の 6 つを全て満たすもの）

- 1) 「ビジネスを通じた社会的課題の解決・改善」に取り組んでいる
- 2) 事業の主目的は、利益の追求ではなく、社会的課題の解決である
- 3) 利益は出資や株主への配当ではなく主として事業に再投資する
- 4) 利潤のうち出資者・株主に配当される割合が 50%以下である
- 5) 事業収益の合計は収益全体の 25%以上である
- 6) 会費・寄付金・国や自治体等からの補助金の合計は収益全体の 75%以下である

<sup>3</sup> 内閣府「我が国における社会的企業の活動規模に関する調査」（平成 27 年）

<sup>4</sup> 英国内閣府「Social Enterprise : Market Trends」（英国における調査の概要及び調査結果、平成 25 年）  
([https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/205291/Social\\_Enterprises\\_Market\\_Trends\\_-\\_report\\_v1.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/205291/Social_Enterprises_Market_Trends_-_report_v1.pdf))

## (2) 資金提供分野とステージの考え方

資金提供の対象分野について、次表のとおり分類した。

特定非営利活動促進法に定める活動及び「社会的利益と経済的利益の双方を追求する事業者に関する実態調査<sup>5)</sup>」における社会的課題の分類を参考とした。

また、SDGs が示す目標に関連する活動との対応関係も併記した。

図表1. 4. 2 資金提供分野の分類

資金提供分野	SDGs が示す目標に関連する活動
1 医療・介護・保健衛生・福祉の充実	医療・介護・保健の充実、地域・障がい者・高齢者福祉、ホームレス、社会的弱者への支援
2 地域の活性化・まちづくり、安全・安心な生活の実現	農林水産業の育成、都市地方の交流促進、地域の観光振興、過疎対策など防災活動の推進、地域安全の向上
3 教育・保育の充実	子どもの健全育成、子育て支援、若者の就労支援、生涯学習の充実
4 環境の保全	再生可能エネルギー、省エネルギー、省資源、節水、気候変動への対処、海洋資源・森林管理
5 産業・商業の育成	中小企業・ベンチャー支援、雇用機会の拡充、科学技術の振興
6 人権・個人の尊重	人権擁護と尊重、女性活躍推進、ワーク・ライフ・バランスの推進
7 文化・芸術・スポーツの振興	文化財保護、伝統産業の継承、スポーツ振興
8 社会的組織体への支援	社会的企業、NPO、ソーシャルビジネス等の社会的組織体への支援

資金提供先の成長段階（以下、「ステージ」）については、資金提供団体や資金提供手法等によってステージの考え方が異なることから、次表のとおり分類した。

図表1. 4. 3 資金提供先のステージの分類

ステージ	考え方
1 準備期	・事業の準備段階（シード期）
2 創業期	・事業立ち上げから軌道に乗るまでの段階（スタートアップ期） ・事業展開を本格的に進める段階で、赤字で収益不安定の事業（アーリー期）
3 成長期	・事業の成長初期段階（グロース期・エクспанション期・ミドル期） ・売上が成長しつつあり、損益分岐点を超え、事業が黒字化した段階
4 成熟期	・事業の成長後期段階（レイター期） ・事業が軌道に乗り、収益が黒字で成長が安定した段階

<sup>5)</sup> 経済産業省「社会的利益と経済的利益の双方を追求する事業者に関する実態調査」（平成29年）

## <報告書を見る際の留意点>

- ① 表や図表に使われる「n=」は、各設問に対する回答団体数（母数）である。  
アンケート調査では618事業の回答を得たが、事業を複数回答しているのは1団体であり、618事業≒団体数とみなして、資金提供団体の傾向として分析を行っている。
- ② 表や図表で表示する「TOTAL」は、その設問に回答した団体全てをまとめた結果であり、単純集計値を表している。
- ③ 百分率（%）の計算は、小数点以下第2位を四捨五入している。
  - 1) 四捨五入の影響で、単数回答の設問においても合計して100%にならない場合がある。
  - 2) 複数回答の百分率（%）は、回答団体数（「n=」で示す母数）に占める回答割合となっている。（例：回答100団体のうち75団体が回答した場合、75.0%と表記）  
したがって、回答割合全て合計しても100%とならない。
- ④ 属性別（団体種別等）の集計において、傾向を分析する上で十分とは言えないサンプル数（n=30未満）の結果も含まれるが、参考値として記載している。
- ⑤ 数表部分における以下の網掛けは、比率の差の検定（有意水準5%）により、TOTAL（単純集計値）に対して、確率的に偶然ではなく確かな差と考えられる部分（統計的に有意な差がある）を示している。  
なお、TOTAL（単純集計値）に対する差を、以下の色分けで表している。  
「有意に高い（有意水準5%）」・・・ ■の網掛け  
「有意に低い（有意水準5%）」・・・ ■の網掛け
- ⑥ 本文、図表において、スペースの都合上調査票の選択肢等の文言を一部簡略化している場合がある。

